

【コラム】 欧州(ドイツ)における PFHxA 規制の最新動向は？

NITE ケミマガ 第 587 号(2022/06/01) に以下の記事を掲載しました。

● 欧州化学品庁(ECHA)

【2022/05/18】

・Registry of restriction intentions until outcome

→ https://echa.europa.eu/registry-of-restriction-intentions/-/dislist/details/0b0236e18323a25d?utm_source=echa-weekly&utm_medium=email&utm_campaign=weekly&utm_content=20220525

PFHxA の制限に関するドイツ連邦共和国からの意見に対する欧州委員会の意見が掲載された。
対象物質群: undecafluorohexanoic acid (PFHxA), its salts and related substances

提案国ドイツから提出された、PFHxA(ペルフルオロヘキサン酸)類の制限に関するドシエについて、上記の URL に、欧州委員会(リスク評価委員会(RAC)および社会経済分析委員会(SEAC))の意見が掲載されています。

<経緯>

2018年12月21日

ドイツは、欧州化学品庁(ECHA)に PFHxA とその塩および関連物質(PFHxA 類)の製造、上市および使用を REACH 規則(EC) No 1907/2006 に基づいて制限するための意図の登録を提出した。

2019年1月15日

ドイツは PFHxA およびそのアンモニウム塩の SVHC 提案を撤回した。

2019年2月15日

英国とフィンランドは PFHxA 類の SVHC 提案の撤回に異議を申し立てた。

2019年初め

ドイツの REACH と CLP 当局は、残留性、易動性および有毒物質(persistent, mobile and toxic substances; PMTs)、および非常に残留性が高く、非常に易動性の高い物質(very persistent, very mobile substances ; vPvMs)の基準を確定した。

2019年12月20日

PFHxA 類が上記新基準により高懸念物質(SVHC)に分類されるという、ドイツからの再提案に基づき、制限案が ECHA より公表された。

2020年3月25日

ECHA はドイツからの PFHxA 類の REACH 制限案に対する意見募集を開始した。意見募集は9月25日まで。

2021年6月16日

ECHA は、「リスク評価委員会(RAC)」が第 57 回会合において、ドイツの再提案に対する意見書草案を採択し、「社会経済分析委員会(SEAC)」が第 51 回会合において、同制限提案に対する意見書草案に合意したことを公表。

2021年7月7日

ECHA は、上記の「社会経済分析委員会」の意見書草案に対して意見募集を実施。意見募集は2021年9月7日まで。

2022年5月18日(今回の発表)

ドイツからの提案に対する欧州委員会の意見(RAC と SEAC の意見を統合)が掲載された。

適用除外、定期報告等について、RAC および SEAC の立場から意見が提案されている。

○検討中の適用除外; 写真フィルム・印刷版、泡消火薬剤、半導体、半導体関連装置、保護具、高視認性着、医療用器具、濾過・分離媒体、エンジン周り繊維、腕時計エピラム、フッ素ポリマー(フッ素エラストマを含む)、電気電子機器、フラットパネルディスプレイ

<今後の予定>

欧州委員会により審議、採択され、法制化が進められる。

<コメント>

「易動性(移動性)(mobility)」という概念が今後どのように扱われていくか、ストックホルム条約の POPs の定義にも波及するのか、注視していくことが必要と考えます。

以上